

執筆者:

E-mail [✉](#) [村田 知信](#)E-mail [✉](#) [難波 早登至](#)

ベトナムでは、本年4月17日に制定された個人情報保護に関する政令¹(以下「個人情報保護政令」といいます。)の施行が7月1日に迫っている中、昨年、当該政令やデータローカライゼーション義務を定めるサイバーセキュリティ法の施行規則を定める政令²に違反した場合の罰則等を定める政令(以下「本政令」といいます。)の草案が公表され、6月20日までパブリックコメントが募集されています。

1. 特に留意すべき点

本政令は、ベトナム国内の事業者や国外事業者を対象にして、個人情報保護政令等が定める各規制の違反についてそれぞれ具体的な罰則や当局が下すことが可能な処分等を定めています。特に、以下の4つのいずれかに該当する場合には、**ベトナムにおける前会計年度の総売上高の最大5%に相当する罰金が科され得ることに留意が必要です。**

- ① マーケティング、広告等に関する規制に2回以上違反した場合
- ② 個人情報の違法な収集、提供等に関する規制に2回以上違反した場合
- ③ 5,000,000人以上のベトナム国民の個人情報を(規制に違反して)漏洩又は紛失した場合(当該人数以下の場合は人数に応じて約50万円-300万円の罰金が定められている)
- ④ 5,000,000人以上のベトナム国民の個人情報を(規制に違反して)海外に移転した場合(当該人数以下の場合は人数に応じて約50万円-300万円の罰金が定められている)

2. 今後の見通し

本政令はまだ施行されておらず内容も確定していませんが、**草案上は2023年12月1日から施行される予定**のようです。すなわち、本年7月1日の個人情報保護政令の施行後もしばらくは罰則の根拠規定が存在しないことが予想されます。そのため、個人情報保護政令が施行後しばらくは、形式的には法令が施行済みであるものの当局が違反企業に罰則等を科すことはない状況が続く可能性が高いと思われます。

個人情報保護政令上、個人情報を処理する全ての事業者はデータ処理影響評価を実施して関連書類を当局に提出する義務を負い、個人情報を国外移転する事業者はデータ移転影響評価を実施して関連書類を当局に提出する義務を負います。当該規制は、諸外国と比べても厳格なものであり、短期間で対応を完了するのは難しいため、どこまで対応すべきなのか苦慮されている日系企業の皆様も多いと思われます。そのため、少なくとも2023年12月までは本政令が施行されない予定であることは安心材料になるかもしれません。

もっとも、上記草案の内容を見ると、今後、個人情報保護政令が無視しても何のリスクもない空文的な規制になっていく可能性は低いと思われます。確かに、ベトナム当局はこれまで個人情報関連規制の執行には積極的ではありませんでした。しかし、上記草案には、宣伝等の目的による違法な個人情報の提供・利用や、ベトナム国民の個人情報の漏洩、違法な域外移転等につい

¹ 個人情報保護に関する政令の詳細については、当事務所の[アジア/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター\(2023年4月21日号\)](#)をご覧ください。

² サイバーセキュリティ法の施行細則を定める政令の詳細については、当事務所の[アジア/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター\(2022年8月22日号\)](#)をご覧ください。

て、特に重い罰則が定められています(一部の違反についてはライセンスの停止、利益の没収、国外追放等の処分も定められています。)。これらは当局が特に取り締まりを重要視している事項だと考えるのが自然です。したがって、今後、本人への通知や本人からの同意取得無しに個人情報を宣伝目的で第三者に共有して当該第三者から当該情報が漏洩した場合や、データ処理影響評価・移転影響評価等の必要手続きを実施せずにベトナム国民の個人情報が漏洩した場合等については、罰則が科される実質的リスクが上がっていくように思われます。

このような状況を踏まえると、ベトナムで事業を展開している日系企業としては、7月1日までに完了させることが難しくとも、現実的に可能な範囲で個人情報保護政令の法令対応作業を進めていくことが望ましいと思われまます。当事務所にはベトナムの個人情報関連案件について豊富な経験を有するベトナム法弁護士と新興国含む世界各国のデータ保護法対応に豊富な経験を有する弁護士が多数所属しているため、法令対応作業の進め方等でご不明点、ご相談等あればいつでもお問い合わせ下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 